~第75回全国労働衛生週間に向けて~ 労働基準部長がずい道建設工事現場をパトロールいたしました

令和6年9月18日 神奈川労働局 労働基準部 安全課·健康課

~全国労働衛生週間スローガン~ 「推してます みんな笑顔の 健康職場」

神奈川労働局(局長 藤枝 茂)は、第75回全国労働衛生週間(10月1日~7日)に向けて、準備期間の9月18日、労働基準部長の直接指揮の下、建設工事現場のパトロールを実施いたしました。



1 工事の概要

工事名 みなとみらい21線車両留置場建設工事(土木工事)

請負者 鹿島・東亜・奈良特定建設工事共同企業体

工事場所 横浜市中区元町一丁目~新山下二丁目

工事概要 みなとみらい線の車両を夜間等に留め置く施設を構築するために、元町・中華街駅から港の見える丘公園の直下付近に延長589メートルのずい道(トンネル)掘削等を行う工事です。NATM(ナトム)工法により、掘削、ずり出し、コンクリート吹付け(一次)、支保工設置、コンクリート吹付け(二次)などを行って掘削を進めています。

2 パトロールの目的

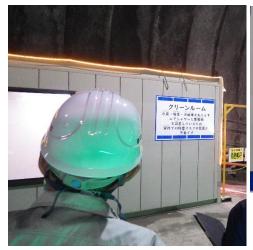
全国労働衛生週間は、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として実施しています。

また、現在、令和5年度から9年度までの5か年を推進期間とする第10次粉じん障害防止総合対策の実施中ですが、同総合対策においては、ずい道建設工事における粉じん障害防止対策を重点事項の一つとして位置付けております。

このような状況を踏まえ、上記ずい道建設工事における粉じん障害防止対策をはじめとする各種労働災 害防止対策の取組状況を確認するため、パトロールを公開実施いたしました。



写真上:粉じん濃度の測定結果がデジタルサイネージにより周知されています (確認 する池内労働基準部長)。



クリーンルーム 冷房・暖房・冷蔵庫があります エアシャワーと集塵機 を設置しているため、 室内での防塵マスクの装着が 不要です

*清潔な休憩場所を確保し、熱中症予防にも大いに役立っています。



写真左: 切羽における肌落ち災害防止対策の説明を 受けるパトロール員



写真右: バックプロテクター(写真手前及び 奥のベスト調の保護具)の装着状況



写真左:テレビ神奈川のインタビューの様子 です。



写真右:ずい道等内部の地山の点検状況を確認しています。



最後に、講評を行って終了しました。池内労働基準部長(左から2人目)からは、関係ガイドラインに基づく粉じん濃度目標レベルの維持や、クリーンルームの設置による健康確保措置、また、切羽の肌落ち災害防止対策の取組等を評価いたしました。一方、じん肺の新規有所見労働者数の発生状況を紹介し、今後も、より一層の粉じん発生源の湿潤化対策など、引き続き粉じんばく露防止対策等について、発注者と連携を密にして適切な施工計画を遂行していただきたいと要請いたしました。

ともにパトロールに参加していただいた建設業労働災害防止協会神奈川支部の黒田支部長(右から2人目)からは、ICT(情報通信技術)などの取組状況や作業場内の安全管理が良好であり、セーフティリボンなどの危険の見える化の対策がしっかり取られている点に触れ、神奈川県下において本年目立つ若年層などの死亡重大災害の撲滅の取組について要請されました。

現場を管轄する横浜南署の千葉署長(右から1人目)からは、熱中症や作業従事者の高齢化による災害 が増加傾向にあることから、今後も継続的管理をお願いしたいと述べて、最後の挨拶といたしました。